

広島県告示第三百五十四号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定によって、平成二十四年広島県告示第八百四十四号で指定した区域の全部について、指定を解除する。

平成二十五年四月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定を解除する区域の所在地

尾道市山波町字須賀浜七 八番九の一部

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第

三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の名称

鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置

汚染土壤の除去